

平成28年4月1日

# 日の出町公立学校 いじめ防止基本方針

日の出町教育委員会

## 1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における重要課題の一つである。

日の出町公立学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、こうした日の出町公立学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、日の出町（以下「町」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

## 4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、町と学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

### 1 いじめを生まない、許さない学校づくり

○ いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や、児童会・

生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

## 2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめの解決に向けた行動を促す

### ○ いじめられた児童・生徒を守る

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

### ○ 児童・生徒の取組を支える

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えられていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発言を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

## 3 教員の指導力の向上と組織的対応

### ○ 学校一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

## 4 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

### ○ 社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 5 学校における取組

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）」又は基本方針を参酌し、その学校に応じ、「学校いじめ防止基本方針」をさだめる。（法第13条）

### 2 組織等の設置

- (1) 学校は、該当学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。（法第22条）

- (2) 重大事態が発生した場合には、町教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織を設置する。(法第28条)

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、町教育委員会等と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

#### (1) 未然防止

- ・ 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成
- ・ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・ 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・ ネット上のいじめ防止のための啓発活動
- ・ 家庭訪問や学校通信などを通じた家庭との緊密な連携協力

など

#### (2) 早期発見

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・ いじめに関する情報の教職員全体での共有

など

#### (3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応
- ・ いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童・生徒を指導
- ・ いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組
- ・ 保護者への支援・助言
- ・ 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携

など

#### (4) 重大事態への対応

- ・ いじめられた児童・生徒の安全の確保
- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は町教育委員会が行う調査への協力
- ・ 重大事態発生について町教育委員会や町長への報告

- ・ 重大事態の調査結果についての町長の調査（再調査）への協力

など

## 6 町における取組

### (1) 相談体制の整備

来所、電話による相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童・生徒及び保護者等に周知する。

### (2) 関係機関と連携した取組

児童館、学童クラブ、その他の福祉機関や医療機関、民生・児童委員などと連携し、取組を推進する。

### (3) 教職員の資質能力の向上等

いじめ防止のための教職員の研修の充実を図る。

### (4) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われているいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。

### (5) 啓発活動

- ・ いじめ防止のための広報その他の啓発活動を推進する。
- ・ **子供たちに対して、「どんなことがあっても自分の生命を大切にする」という気持ちをもつよう啓発していく。**

### (6) 日の出町いじめ問題調査委員会の設置（法30条第1項）

学校で重大事態が発生し、学校又は町教育委員会が調査した結果の報告を受けた町長は、必要があると認める場合、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される附属機関として日の出町いじめ問題調査委員会を設置し、法28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

## 7 その他

町は、この方針に基づく取組状況を把握し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

**また、学校は、子供の問題行動など、目前の問題に対応するだけにとどまらず、学校の教育活動全体で、子供自身の自己指導能力を育む取組をしていく。**